

道路愛護運動

一 記 者

道路は一般公衆が通行する爲に施設するものであるから行政廳が維持管理するのを原則とするので現行制度も亦夫れに據つてゐるのであるが、此制度があるが爲に公衆が道路に對し、無關心で可いと言ふことは爲らぬ、公衆は吾等の道路と言ふ觀念を以て愛護することを要する、之を喚起する爲に企てられたのが道路愛護運動である。

今の神奈川県知事山縣治郎氏が、曾て廣島縣知事時代に之を企て相當の成績を收め、兵庫縣時代にも矢張り夫れを行つて人心を喚起した。今の神奈川県でも夫れを實行してゐる、氏の此趣味を嘲弄した譯ではないが、氏に道路愛護居士と言ふ綽名を呈する人もある、夫れ位に氏は愛護運動に熱心な人である。

今回神奈川県でやつた次第を紹介すると、縣下の道路は

比較的自動車交通が發達してゐて路面の荒廢甚敷、夫れを維持することは道路管理者の手に負へないので、之が對策として道路愛護思想を普及し、地元一般人の公共奉行的精神の發露に訴へて之が改善を圖るより他に途がないと言ふので先づ長官が告諭とやら言ふものを出して、縣民たるものは宜敷此趣旨を體し、公共奉仕の美風を作興し、愈々道路愛護の良俗を擴張し、相率て其の實績を擧げ、以て交通機關の能率増進を圖り、地方の開發文化産業の發展に寄與せむことを。と言つた調子で聯合艦隊司令長官が各艦に命令するやうな、官僚的な告諭を出し縣民に呼びかけたのであつた、こゝ等が山縣式の發露であると批評さるゝ所以であらう。

兎も角此告諭を基礎として道路愛護運動を始めた、第一

回を三月一日から二十日までとし、縣下を横濱市と各土木出張所を區域とする九地方に分ち、各地方に於ける優秀團體に地方優勝旗を、縣下を通じての最優秀團體に縣優勝旗を授與することにした、併しながら道路共進會の何たるかをも解しない縣民を加入せしむることはなか／＼の難事なので土木部員は勿論、廳内各課長を殆んど總動員して宣傳隊を組織し、その趣旨の普及に懸命の努力を拂つた結果、

二月末の參加申込締切に際して幸ひに二百五十六團體二萬八千二百八十餘人の團體員の參加を得た。而して參加團體員は本會の趣旨は勿論道路構造の本質に至るまでよく之を理解して愛護作業に従事し、戸主會、在郷軍人會、青年會から乙女會、少年團に至るまで老幼男女を通じ實に涙ぐましい奉仕作業に従事し、會期の短期間であつたに拘らず作業延人員は五萬九千餘人に達し、その結果は著しく路面の整備を見て正にその面目を一新したさうだ。

會期終了後土木部長を委員長とする審査委員會を開き、慎重審査を遂げた結果、足柄下郡仙石原村道路愛護團外百

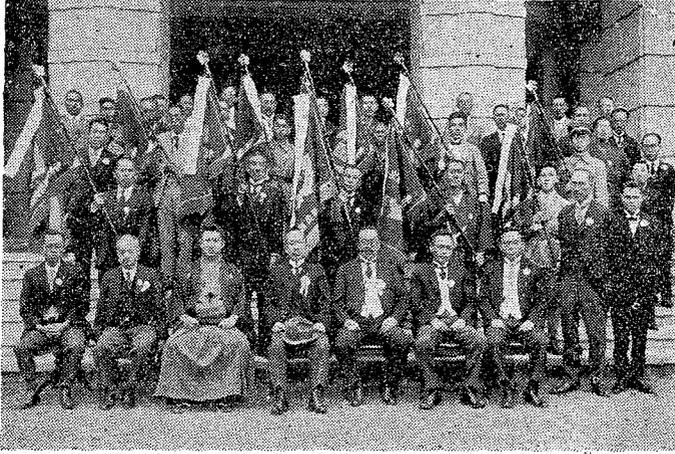
三十四團體を表彰することゝなつて、去る六月九日午前十時から縣會議場に於て縣下有力者並新聞記者等を招いて盛大な授賞式を舉行した。

今、會期を通じてその成績を見ると、參加團體の擔當した道路延長は國府縣道十七萬八千九百十米、市町村道四十三萬八百六十八米、合計六十萬九千七十八米であつて、之を里程に換算すると百五十里餘となるのである。

之を經濟的に觀察して見ると、假に一里當りの維持修繕費を一ヶ月五拾圓とすれば七萬五千餘圓となり、作業人員一人一日の日當を平均一圓三十錢とすれば、七萬六千七百餘圓となるのであつて、之を一年間繼續して行へば實に九十萬圓の仕事が一般縣民の奉仕に依つて出来る譯であつて、道路愛護の事業も亦大なりと云はざるを得ない。

而して、本年度の共進會は目下會期中に屬し、既に參加團體二百五十を超え、尙引き續き申込を見つゝある状態である。此の事業の前途は益々多幸であると云はねばならぬ。筆者は以上のやうな報告に接して、假令其の行動の一部

神奈川縣第一回愛護共進會授賞式紀念攝影



前列右ヨリ 橋坂道主事 春藤道路課長 田邊土木部長 山縣知事

に官僚的なところがあつたにしても、夫れの効果に比較して見るときは、非難する方が道路に無自覺者だと言ひた位だ、併し無理に公共團體の經費を緊縮して道路管理の職責上當然に支出せなければならぬ、經費の代りに、假令夫れが形式上自發的なものであつても、舊幕府時代に見たやうな夫役を課して道路を維持するのが可いか夫れとも公共團體一般の歳入に求めて、道路を維持するのが可いかは大に考へものだ、と言ふのは參加團體を構成してゐる青年團乃至乙女會員の中には、大磯や箱根乃至は鎌倉地方に別荘を持つて自家用自動車で、道路を壊す所謂紳士富豪の人の子供は誰一人も加入してゐない筈だ、是等の連中に何等の負擔を課さないで、田舎の老幼男女に夫役的負擔を課するのは公平な考察であらうかに惑ふ、社會の公共奉仕の氣風を作興するのは、夫れを合理上必要とする場合に限るのでは無からうか、と言ふ感を深からしむる。併し緊縮政策一點張りて政治をやつてゆく現内閣の下では、此位な方法で道路の維持修繕に力むるより外途が無いであらう。

山縣さんの眞似をした譯では無からうが、今回愛媛縣でも同じやうな計畫を樹て、夫れを實行することゝ爲つた。其の規則を紹介すると左の通りであるが、此計畫を實行するには以上に述べた缺陷を矯正する必要があるばかりか、此種事業は往々にして一時的のお祭騒ぎに終る傾がある、山縣さんや木下信氏が他に去れば夫れで消滅するやうなことでは徹底しない、之を繰返し執行して永續性の地方慣行たらしむるのが肝要である。切に之を兩縣當局に望んで已まない。

道路愛護會準則 (昭和五年五月二十七日愛媛縣告示第三百八十七號)

- 第一條 道路愛護ノ思想ヲ涵養シ道路ノ維持修繕整理ニ資スル目的ヲ以テ道路愛護會ヲ組織ス
- 第二條 本會ヲ何郡(市)町村大字何々道路愛護會ト稱ス
- 第三條 本會ハ何市町村大字何々内ノ何々ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長 一名
副會長 一名
評議員 若干名
幹事 若干名
- 第五條 役員ノ選出方法任期及職務ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 會長 何々ヲ以テ之ニ充テ(又ハ會員ノ互選トシ)本會ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ其ノ任期ヲ二年トス
- 副會長 何々ヲ以テ之ニ充テ(又ハ會員ノ互選トシ)會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理シ其ノ任期ヲ二年トス
- 評議員 會員ノ互選トシ本會ノ事業ニ關スル議事ニ參與シ其ノ任期ヲ二年トス
- 幹事 會長之ヲ囑託シ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ處理ス
- 第六條 本會ハ本會ノ區域内ニ於ケル國道府縣道市町村道ノ維持修繕並整理ヲ爲スヲ目的トシ左ノ事業ヲ行フモノトス
 - 一 路面雜草ノ除去
 - 二 側溝ノ浚渫
 - 三 路面ノ小破修繕
 - 四 道路ノ整理
- 第七條 前條ノ目的ヲ達成スル爲會員ハ左記各項ヲ遵守スルモノトス
 - 一 毎年春秋ノ二季各一日出役奉仕ヲ爲スコト
 - 二 出役奉仕日ニ於ケル作業ハ所屬土木出張所員ノ指揮ニ從フコト
 - 三 會員ハ諸車其ノ他ノ物件ヲ道路ニ放置シ若ハ道路ヲ作業場又ハ物干場ニ使用スル等交通ノ障害トナルヘキ行爲ヲ爲サザルコト
- 第八條 本會事業實施ニ要スル費用ハ寄附補助又ハ會員ノ負擔ニ依ルモノトス